

議案第 1 1 8 号

渋川市ふるさと創生基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市ふるさと創生基金条例の一部を改正する条例

渋川市ふるさと創生基金条例（平成 1 8 年渋川市条例第 7 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

（設置）

第 1 条 ふるさと創生を目的とし、次に掲げる事業の財源とするため、渋川市ふるさと創生基金（以下「基金」という。）を設置する。

- （1） 渋川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の達成に資する事業
- （2） 前号に掲げるもののほか、活力にあふれ、個性ある地域づくりに資する事業

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

企業版ふるさと納税に係る寄附金を積み立てるため、所要の改正をしようとするものである。

渋川市ふるさと創生基金条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p><u>(設置)</u> <u>第1条 ふるさと創生を目的とし、次に掲げる事業の財源とするため、渋川市ふるさと創生基金（以下「基金」という。）を設置する。</u> <u>(1) 渋川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の達成に資する事業</u> <u>(2) 前号に掲げるもののほか、活力にあふれ、個性ある地域づくりに資する事業</u></p>	<p><u>(設置)</u> <u>第1条 市民参加のもと、活力にあふれ、自然と歴史の里にふさわしい、個性ある地域づくりを行う事業の財源とするため、渋川市ふるさと創生基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p>